

物品供給契約書（案）

供給すべき物品の表示 凍結マイクロトーム装置 一式

代 金 額 金 円也
（うち消費税額及び地方消費税額 円）

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人浜松医科大学 理事 三沼 仁（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記の代金額で下記条項により供給契約を結ぶものとする。

- 第1条 乙は、甲に対し物品の供給をするものとする。
第2条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は、仕様書及び乙が入札に際し提出した入札物品の応札仕様書その他の書類に明記されたものとする。
第3条 物品は、浜松医科大学指定場所に納入するものとする。
第4条 物品の納入期限は令和9年3月31日とする。
第5条 納品書は、浜松医科大学会計課に送付すべきものとする。
第6条 代金は、物品納入後1回に支払うものとする。
第7条 代金の請求書は、浜松医科大学会計課に送付すべきものとする。
第8条 契約保証金は免除する。
第9条 この契約について必要な細目は、国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等細則によるものとする。
第10条 この契約について、甲・乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。
第11条 この契約に関する訴えの管轄は、浜松医科大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所浜松支部とする。
第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

甲 浜松市中央区半田山一丁目20番1号
国立大学法人浜松医科大学
理 事 三 沼 仁

乙

別紙

凍結マイクローム装置 一式

(内訳)

品名	数量